

W・P・ベーカー著

『イギリスの村』

The English Village, by W.P. Baker,
The Home University Library of modern
Knowledge, 1963. 224pp.

持田 惠 三

農業問題を勉強する者で、イギリスのエンクロージャー、農業革命、更に穀物条例について多少の知識を持たないものはない。又経済史家はその専門の如何を問わず、マナー経済からヨーマンの成立にいたる諸過程、更にその没落について一応の知識を持っているであろう。しかしイギリス農業の一九世紀以降の姿、現状についての我々の知識は、案外貧弱なものではないだろうか。又その持つ知識も農業全体の経済的分析(例えば生産量とか所得とか)又は農業政策一般に重点があるように思われる。そのことは我々がイギリス農業を考える場合、日本の農業について持つているような具体的な常識、たとえば村の形態とが、農家のつくりとか、又村人の生活等について、何も具体的なイメージを持つことが出

書評 W・P・ベーカー著『イギリスの村』

来ないことを意味している。

このようなかたよりは実はイギリス自体においてもあるらしいのである。この本の著者はいつている。「この書の目的は……農業経済学の諸問題を考えるよりも、むしろ村の生活の概観(general picture)を与えることにある」。農業に関する最近の多くの著作をみると、むしろ必要なのは村の諸側面の均衡のとれた説明なのである(二頁)。それだからこの書は、オックスフォードの家庭大学文庫の一つとして出版されていることからわかるように、決して専門書ではなく一般向の書である。しかし我々にとつても前記のような意味からして、代々のヨークシャーの農業者(farmer)の家の出で、「心底からの田舎者」である著者によつて、「都市、農村のどちらに住むにせよ、今日のイギリスの村の生活を、その特異な性格と独特な問題を理解しようとするすべての人々のために企てられた」(一頁)本書は、又イギリスの農業への格好な入門書であると思われる。

一

著者の村への案内の仕方はすぐれて歴史的である。何故なら中断されない歴史を持つ農村では、現在の正しい理解のためには過去を知ることが必要だからだと著者はいう。丘の中腹の石灰石の洞穴には、戦争に傷ついた古ノザンブリア王国の一国王がかく

れていたことがあるといった伝説、中世風の建築様式の教会、十六世紀の農家、一八世紀の集会所等の遺跡が村々になおあることばかりではなしに、村の配置自体がスカンディナヴィア人と後のアングロ・サクソン人の定住の仕方、その混合の結果なのである。物質的な遺物のみならず古い無言劇を暗誦出来る若者、村で行われた最後の「私刑」(riding the stang)を憶えている老人さえまだ村に住んでいるのだ。

ところで「村」とは一体何なのだろうか。「郡部」(County district)における、hamlet より大きい、家の集合。通常教会を含む古い定住、一つ以上の学校、商店のようなサービス組織を持ち、教区(parish)の居住中心を形も造る」(A. W. Ashly)といった定義、更に簡単な行政的定義、「村とは、教区評議会(Parish Council)又は教区会(Parish meeting)の地方政治単位をなす救貧区(civil parish)の住居部分である」ともいえる(一一―一二頁)。しかしこうした定義は十分とはいえない。都市地区にも「村」といえるものはあるし、行政的に「村」であつても「村」らしくない鉱業「村」もある。村を都会から区別する重要な指標は人口であろう。「村ではすべての又は殆んどすべての人々を知悉し得る」(著者は千人を限度とみている)ことが特徴的である(一二三頁)。

約一万にのぼるイギリスの村を分類するには四つの方法が考え

られる。

一、建築材料(material structure)。一五〇年前までは、建築様式と家の外観はその地方で産する建築材料によつて決つた。しかし輸送手段の発達によりこの区別は次第に崩れ去つた。

二、集落型式(Ancient Form or Lay-out)。集中村と分散村があるが、後者は丘勝ちの地方、森林地方に多い。古い起原やその後の変化により出来上り、今も村の生活方法に影響している。

三、計画の有無(Planned and Unplanned Village)。開放村、閉鎖村ともされる。後者は大地主の一八世紀―一九世紀初頭にかけてのコントロールによるものである。

四、住民の主要職業による分類(Rural Occupation)。以上三つの物理的分類より興味がある。(a)農業村(agricultural village)(b)漁村(fishing village)(c)小鉱工業村(small industrial community)(d)居住村(residential village)。

説明を要するものは(c)と(d)であろう。(c)は「村」から除かれることが多いが、「村」としての特長も持つ。特に古いものは多く農業社会を含んでおり、産業革命中に失われなかつたならなおある美しさを保持する。(d)は都市近郊に多く、住民の多くが仕事場を都市に持ち、彼等にとつて村は生活場所ではなく単なる寝場所になつてゐる。これらの分類は実際には重なり合うものであり、平均的な村(average village)は農業村、鉱工業村、居

住村の混合物なのである。

二

村が大きな変化を受けたのは産業革命のときであつた。それまでは村民の職業は代々引継がれ、又村から動かず、村の性格自体変化しなかつたが、エンクロージャーは小農民没落―労働力移動を惹起した。農民離村は一九七〇年代に始まる農業不況により急激化した。「多くの村民達は一九世紀中に次第に地方社会での彼等の場所を失い、イングランドの工業地帯や植民地へと出て行つたのである」(三〇頁)。一方村の手工業、家内工業の没落は農業労働者、小農民の家計補充的副業を奪ひ去つたのである。そして「工業と手工業の移住のあとに、村は再びドメスディ・ブックの時代におけるように、殆んど純粹に農業的なものとしてとりのこされた。田舎の外貌はせめられ、村民の知性や独立性は低められた」(G. M. Trevelyan: *History of England*, pp. 608-9)。

しかし今日の村は産業革命前と変らないほどの職業のバラエティを持つてゐる。鉄道の発達が古い産業を奪ひ去ると同時に、又新しい産業を持ち込んだからである。鉄道、セメント、ジャム工業等の従業員、学校教師、警官、公務員等がいま村に住んでいる。村の農業人口はみかけよりずっと少ない。一九四三年の北オックスフォード州一〇カ村(農業村)の分析では人口の三一%以下、一九三一年センサスではイングランド郡部の一四才以上人口の二八

・五%が農業に従事しているにすぎぬ。このように予想されるより単調ではないが、なお過去のそれに比して三つの欠陥があると著者はいう。(一)手工業などが持つていたある豊富さの欠除、(二)職業の変化が遠い職場で働く人によつて保たれていること、(三)農村人口減少傾向の継続である。(一)については古い職人気質が全く失われたのではなく、職人も残存しているし他の人々も近代的要求にこたえて転身した(それは地方産業局により援助された)ことが指摘されている。(二)は社会的にも個人的にも好ましくない。都市出勤者は勤務地にも村にも属さず、農村社会は職業の多様性から受けるべき利益を減殺されているのである。

(三)も重要な問題であるが(一)、(二)の対策として考えられている地方小都市、大農業村への軽工業導入については反対意見が多い。反対のうち重要なものは、(イ)青年労働者の農業離脱の促進、(ロ)農村社会と都市社会の接触による社会的混乱という理由である(イ)を特に警戒するのは伝統的に農業者であるが、戦時中の機械化による農業労働の熟練労働化、労働者可動性の減退により、農業者の怖れは時代おくれになつた。むしろ彼等は軽工業導入により利益を得るであらう。(ロ)の反対は主として選挙地盤温存をのぞむ政党政治から要求される。又農村らしさの喪失を心配する感傷的な反対もあるが、今でも村はかかる論者が想像するような純農村ではなく、部分的に鉱工業的なのである。

三

このようないわば人文地理的な村の概観を語った著者は、次に農村社会の問題に入つて行く。イギリスの村は王制復古からヴィクトリア時代まで、地主 (squire) の独裁制下にあつた。自由保有農 (freeholder) の没落と共に、大地主、大小作農業者 (substantial tenant farmer) の力は絶対的となつた。しかし今日では地主支配の村は時代おくれである。今、村では独裁制から民主制への転換がみられる。残存した小土地保有や教会 (特に Primitive Methodist Church) のなかに保存された自治の伝統が、最近の教育、政治改革により復活したのである。新しい自治活動を担うべき主体は過去三〇年間に多く生み出されたが、特に重要なものは次のようなものである。

(一) 婦人研究会 (Women's Institutes) 一九一五年一五団体の設立に始まり、一九五一年末現存七、六〇六、会員四四六、五二九人を擁する。村の社会生活改善運動を行つたのみならず、政府の村への関心を喚起した。又村の住居、教育に関するすぐれた報告を出している。これに代るような男子の組織はみられないが、婦人研究会の成功の理由は「婦人は研究会を家庭からの逃避とみなし、男子は家庭を仕事からの逃避とみなす」(六九頁) からであらう (F. B. Young: *Portrait of a Village*, 1937)。

(二) 青年農業者クラブ (Young Farmer's Clubs) 前者に次ぎ

農村に根を下している。一、三、五、三のクラブと六七、〇〇〇の会員を持つ (一九五〇年)。農業に関する研究、見学を行い、又指導を受ける。農業者の子弟が半分を占めるが農業労働者の子弟も二割を占め、非農業者も加入している。しかし労働者の子弟はむしろ会の行事の負担に困惑している。この青年組織とは別に全国農業者同盟 (National Farmers' Union) と全国農業労働者同盟 (National Union of Agricultural Workers) がそれぞれ一八万、二〇万の会員を有して対立している。著者はこのような階級分裂が村の共同生活 (community life) を破壊することを憂えている。何故なら大農場以外では農村の農業者と労働者の間柄はずつと親密であり、主人自らも数人の労働者と共に働くのである。この場合両者の友愛は本質的に必要だからであるという。

(三) 農村社会協議会 (Rural Community Councils) 二百年前の村は一つの生活共同社会 (life community) であった。「お互いに密接に関連した活動に従事している大多数の人々は、互いに所属し合っていると感じていた。……共同社会の感覚が取り戻され又は再び鼓舞されるべきであるという信念にもとづいて、農村社会協議会運動は第一次大戦以来イングランドで発展したのである」(七七頁)。その方法はあらゆる法制的、自発的な団体の郡代表を一つの組織に集めることだつた。この重要な仕事の一つは村集会所の建設である。この建設という共同作業を通じて共同社会

の再建が期待されているのである。

次に著者は教会と教育の問題にかなりの頁をさいている。日曜に全村民が集まっていた時代には、教会は村の社会中心であった。しかし宗派上の分裂によつて、ことにメソヂスト運動以来、それは過去のことになつてしまつた。メソヂスト等非国教会派は国教会(Church)に対抗して礼拝堂(Chapel)を建てた。この対立は又一方では前者に属する地主と後者に属する農民、労働者との対立でもあつたのである。教育問題も又両者の対立に根を持つていた。今でも村の学校の半分は教会経営であり、村の教育施設は一九世紀中の宗教団体の活動により発展したのである。この国民学校(National school)がオックスフォード運動の影響下に国教会的宗教教育を行なうに至つて、非国教会派はイギリス学校(British school)を作つて対抗したが、それは村までは至らなかつたので、村の非国教会派は子弟を国民学校へやらねばならぬ不満を持ちつづけた。このような宗教、教育問題での対立は、一九世紀末以来の強制的教会税の廃止、教育法により一方的宗教教育の排除と教育の公共機関の手への移行等による一応の解決をみた現在問題はむしろ両派どちらにせよ教会へ行く人々の減少であり、又一才以上の児童を町の中央学校へ移すこと、農業教育、成人教育に関するにあるのである。

四

最後の章は地方自治の問題にあてられている。イギリス地方政治の最小単位は教区会と教区評議会であり(村は行政単位ではない)、その上に地区評議会(District Council)・郡評議会(County Council)が置かれている。この形態は代表制地方政治導入による地方自治の近代化を目的とした一八九四年の地方自治法(Local Government Act)にはじまる。農業労働組合運動の指導者達は、これに小農民の政治的復活という期待をかけた。しかし実際は地主や牧師の支配は変らなかつたのである。その理由の一つは選挙手続にあつた。教区会選挙は年次総会における挙手制を原則とし、投票も一定の条件の下で要求し得たがそれも公然となされねばならなかつた。「それだから現存する権威へのいかなる挑戦も、普通の村では明らさまであり、個人的な侮辱のようにみえるのである。どんな場合にも過去数百年間の農村生活は、民主主義のための学校ではなかつた」(一七六頁)。その議会の運営もいい加減なものだつた。

しかしこの状態は最近革命的に変化した。地方自治法の一九三三、四八年の改正(挙手制選挙の廃止)、婦人研究会、組織労働者農村社会協議会の影響は、地方議会をより代表制的に又は計画的にした。労働者が議員になれないような障害は徐々に除かれているが、住民の議会への関心度はまだまだ低い。地区評議会の議席

の六〇%（一九四五年）、郡評議会の議席の四二%が無競争であり（殆んど農村地区）、競争区でも投票率は三〇%以下なのである（一九四六年）。しかし各地方議会の仕事は最近ますます住民の生活に直接に関連することが多くなつて来ている、教区会の仕事は住宅、土木、公衆衛生に関することを主とし、地区評議会の仕事は上下水道計画、公共住宅建設等である。郡評議會は以上の下部議会の仕事の総括のほかに、教育関係の仕事が重要である（教師の任命等）。地区評議会の公共住宅の建設は、農業者と農業労働者の利害にからんでいる。かつて傭主は労働者に農耕地に附属した小屋（*tyed cottage*）を貸与するのが一般であつた。それは仕事の都合上によつたが、自動車等の発達した現在はその意味を失ひ、むしろ労働者を村の中に住わせた方がよいのである。しかし戦後の住宅難につけ込んで農業者は小屋を拡大し、労働者を縛りつけておくのに利用している。郡評議會は四十七年の都市計画法（*Town and Country Planning*）によつて、計画に関する権限を与えられてから村のよりよい生活のために一層重要になつた。

この計画の内容について著者は詳しく立入つていないけれど、本書の最後にこの計画法にふれてゐることは著者の意図を物語るものであらう。即ち「計画」は保存するに値する世襲財産としてのみ、イギリス農村を保護しようとするのではない。村は博物館でなく仕事場であり、又そうある必要がある。だから農村計画委

員会は發展を調和的計画的にしようとしてゐるので不變化を目的としてゐるのではない。都会実業家の小農場購入、住宅難による都会人の農村居住、都会人の休日農村旅行等が村から農村らしいさを失わせて行くときに、「真理は、村の問題も都市から切離しては考えられ得ないということなのである」。都会人の教育、賢明な都市計画なくしては農村計画も又不可能であらう。「我々の都市や町のより多くが住みよい時に、田舎も一つのチャンスを持つてあらう。何故なら……イギリス農村が救われんがためには、我々四千万の大部分が満足して町や都市に住まねばならぬからである」（二〇～二一頁）。これ等のことが恐らく著者のいいたい結論なのである。

* * * *

以上長々と内容を、紹介したがそれは一つにはこの書が理論的な分析や問題の解決を示そうとしたものではなく、むしろ「村」の現実を多面的に語りながら今日の問題を読者に知らせようといつた啓蒙的な内容のものだからである。従つて我々のこの本に対する興味は、主として著者が語る「事実」そのものに、より多くそそがれるであらうからである。日本の農村と対比して考えるとき、イギリス農村のいわば近郊農村的な性格、地方自治の確立が比較的新しいといった事実、又住民のそれへの低い関心度、婦人

研究会の成功の一つの理由がその地方組織の長に有名人をいただいていることだというような指摘、挙手制といった選挙方式ではイギリスでも自分の真の意見を出し得ないといったこと等は興味あるであろう。だがここでより注意をひくことは、イギリス農村における階級対立の問題である。内容で紹介したように一九世紀から登場する諸問題は宗教にせよ教育にせよ、その背後には地主と農業者対農業者の対立が潜んでいたのである。

しかし著者は農村の様々な問題が階級「分裂」(class division)と結びついていることを指摘はするが、その原因が階級対立であるとはいわない。村の階級分裂を共同生活を破壊する「不幸」としてのみ、著者は考える、問題を解決する方法はその対立を根本的に揚棄することではなくて、両者の「共同」なのである。だから一九一九年の農業労働者の一週一度の半休日制の確立——それは組合運動の成果であつたが——にも、著者はその半日がクリケット、フットボール等のリクリエーションに利用され、その超階級的な集りが村の「平和」に役立つことを期待し、又教会のコーラス隊にも同じことを求める。それは村の各団体を語るときにも見られる。青年農業者クラブについてそれに含まれる労働者の割合が、イギリスの農業者と農業労働者の割合(一対一・五)に比して著しく少なく、労働者は十分代表されていないということが指摘されているだけである。だがこのクラブが純粋に農業者のク

ラブでなく、「適当」な数の労働者を入っていることによつてのみ、その意義があるとも考えられるのである。即ち全国農業者同盟と全国農業労働者同盟との対立のなかに、それを前者の側において媒介することに意味がないであろうか(日本農村の大正期小作争議以降における青年団の役割を想起せよ)。そのような目でみる時、他の各団体の活動の意味もたんに地方自治の新しい担い手、自治的伝統の復活としてのみとらえ得ないであろう。

更に一つの問題がある。この書に語られている問題の多くが、又その政治的対策、民間運動が、一九世紀末から第一次大戦前後に始まつていることについて著者はその理由を多く語っていない。本書ではそれは産業革命から一九世紀末にかけてのイギリスの工業化、都市化の傾向(その社会的雰囲気は Sydney Smith の次の言葉に表現されている。「農村生活は非常に良い。実際最良だ。家畜にとつては!!」)、更に農業不況による農村破壊への単なる反動のようにみえる。しかしそれだけではない。一八九四年以後の「光榮あるヴィクトリア朝」末期は、農業全体にとつて大きな転換期であつたのである。穀物条例撤廃によつては打撃されなかつたイギリス農業は、安い海外農産物との競争に直面して苦境に立たされた。この農業大不況はイギリス近代農業を推進したいわゆる三分制度(triple system)に破綻をもたらした。この制度の下では、地主の土地への資本投下が農業改良の推進力であり、彼等が

常にバイオニヤールの役割を果たして来たのであつたが、地主の経済的弱体化がもはやその機能の遂行を不可能にしたのである。二つの方策がとられた。農業保有地法 (Agricultural Holdings Act, 1875) と小農地保有法 (Small Holdings Act, 1908) である。前者は農業者の耕作権確立により彼等の土地への資本投下を、後者は集約的農業による資本、労働特に後者のより以上の投下を期待したのである。このような新農業政策の展開は、一九世紀イギリス資本主義を象徴するレッセ・フェールの放棄 (農業における) を意味し、イギリス農業の指導主体の地主から国家への移行を示す。即ち帝国主義段階に突入したイギリス資本主義の新しい方向だつたのである。

新しい農業政策は、経済的のみならず社会的政治的にも必要であつた。穀物条例の撤廃後農業労働者の状態は反つて悪化した。女子・少年労働の使用は労働賃金を切り下げた。ギャンゲ制度 (Gang system) は東部地方で支配的であつた。「最も安い市場で買い、最も高い市場で売れ」という自由貿易の金言は労働市場でよく実行されたのである。農業労働者の反撃は一八六五年に始まる農業労働組合運動にあらわれた。J・アーチ (J. Arch) の指導する全国農業労働者同盟は一八七二年に結成され、経済的要求のみならず社会的政治的改革の要求を掲げていた。「郡評議会がそれぞれの郡で土地を獲得し、それを適当な小農民に売り或いは貸与するべ

き」とを規定した」(L. C. A. Knowles: *The Industrial and Commercial Revolutions in Great Britain during the Nineteenth Century*, 1922, p. 377) 小農地保有法は、かかる階級闘争の激化に際して、「革命によつて得るべき何物もなく、失うべき何物かを有する人々の数を増加させ、節約と勤勉の習慣を鼓舞し、土地所有者に——その地所が小さいにせよ——農村において一つの拠りどころを与える…」(Lord Erle: *English Farming Past and Present*, 4th ed., p. 394.) ことを期待された。農業のみならずこの時期の一連の政治的社会的改革の背後には、階級対立の激化が存在した。この新しい時代を特徴づけるものは「社会改革と帝国主義の結合」(J. Chamberlain) だつたのである。

このような事情を考えると、たとえ啓蒙書であるとしても、著者の問題の解説は余りに表面的な気がするのである。それは著者の説明の歴史的部分についてのみいうのではない。問題が発生した時期の特徴は今も引続いて存在している。第一次大戦から第二次大戦にかけて各農業法は強化され又新しく制定された。マツケン関税 (一九一五年) は保護貿易への転換を画する。そして第二次大戦後の農業法 (一九四七年)、農業保有法 (一九四八年) は、農産物価格支持制度と相俟つて、一九世紀末以来の農業奨励政策を確立したのである。そしてこの書の語る農業労働者住宅、学校等の問題も、社会的な必要のみならず、農業労働生産性向上とい

る経済的要求に裏付けられているといえよう（東井金平『農業価格政策の比較研究』二〇―二三頁）。勿論著者が最初に述べているように、「目的は……農業経済学の問題を考えるよりも、むしろ村の概観を与えることにある」ということを考慮しなければならぬ。又その限りで村の具体的な全般を知るに適当な本であることは繰り返す必要がある。だが不満はそのような考慮をこえて残る。それは資本主義社会全体の問題、経済的条件をぬきにしても説明可能であるかのように社会的問題を述べる著者の視点自体に対してである。

それなら著者の視角は何なのだろうか。著者は余り自分の意見を直接に出してはいないが、その問題意識は「農村社会の再建」であろう。そしてそれは現代イギリスの「当局者」としての「再建」である。だがその態度は決して「保守的」ではない。農業労働者に対し著者は敵対的でなく同情的啓蒙的であり、地方自治の民主化を語るとき担い手として期待しているのは彼等労働者のようにみえる。アンリイ卿がいち早く感じとつたように「力の中心は変化した。農村の事態の鍵を握るものは、単独であれ結合してあれ、もはや地主や大小作農業者ではない。それは農業労働者である」(Lord Erle: op.cit. p. 414)ということを著者も又知っているからであろう。又一部の人々が夢みるような旧い中世的農村の再建にも否定的であり、新しい高度な村の再建を著者は考

えているといえよう。この意味で著者の目は前を見ている。しかしそこにおいて著者が期待するものは、前述したように分裂した階級の宥和であり、平和であり、協力なのである。又それを通じてのみ農村社会は再建され、そのためにのみ農業労働者の主体性が望まれる。これが著者の立場の限界なのである。このような限界に立つ以上、前向きに見える著者の眼にうつる新しい計画された村の姿には、この書のなかで現状との対比においてかなり理想的に描かれた産業革命前の古いイギリス農村の映像が、やはり重なり合つていように思われるのである。